

◇大阪市火災予防条例の一部を改正する条例

- 1 急速充電設備として扱われる充電設備の範囲、急速充電設備の位置、構造及び管理に関する基準、防火対象物の関係者が講じるべき喫煙所の設置に係る措置の基準並びに水噴霧消火設備等の設置基準を改めることにしました。
- 2 必要な経過措置を講ずることにしました。
- 3 この条例は、令和5年10月1日から施行することにしました。ただし、一部の規定は、公布の日（令和5年6月13日）から施行することにしました。

（消防局予防部予防課）